

議案第157号

大阪市立弘済院条例の一部を改正する条例案

大阪市立弘済院条例（昭和26年大阪市条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 市長は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間について弘済院第1特別養護老人ホームの指定管理者を指定しようとするときは、第17条の規定にかかわらず、弘済院第1特別養護老人ホームの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項に規定する場合における第18条及び第20条の規定の適用については、第18条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第20条中「第18条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第18条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月11日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

弘済院第1特別養護老人ホームの指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の

特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

(太字は改正)

大阪市立弘済院条例（抄）

附 則

1 省 略

2 市長は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間について弘済院第1特別養護老人ホームの指定管理者を指定しようとするときは、第17条の規定にかかわらず、弘済院第1特別養護老人ホームの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項に規定する場合における第18条及び第20条の規定の適用については、第18条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第20条中「第18条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第18条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」とする。